

制定 2012年（平成24年）4月1日
改定 2016年（平成28年）9月3日
改定 2021年（令和3年）4月25日
改定 2022年（令和4年）4月24日
改定 2023年（令和5年）4月23日

奈良県ダンススポーツ連盟会費規程

本規程は、奈良県ダンススポーツ連盟規約第7条の規定に基づき、奈良県ダンススポーツ連盟に所属する会員の入会金および会費について定める。

（入会金および会費）

第1条 会員の入会金は500円とする。

2 会員の会費（県会費）は、一人当たり、年額1000円とする。

3 前項の会費とJDSF本部へ納付する年度会費500円との合計金額1500円を、年会費とする。

4 理事会の決定に基づき、入会金および年会費の減額や扱いを定めることができる。

（改廃）

第2条 本規程は、総会において、出席会員の過半数の賛成により、改定又は廃止をすることができる。

（実施）

第3条 本規程は、2024年1月1日より適用する。